

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案に関する意見の募集結果等について

1 意見の募集結果

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 27 年政令 334 号。以下「整備政令」という。）につきましては、防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 39 号）により、防衛省設置法（昭和 29 年法律第 164 号）の一部が改正され、技術研究本部及び装備施設本部を廃止し、防衛省の外局として防衛装備庁を置くこと等を受けて、防衛省組織令（昭和 29 年政令第 178 号）において関係部署の所掌事務等を定めるとともに、自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）、防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令（平成 12 年政令第 388 号）及び防衛省と民間企業との間の交流基準を定める政令（平成 12 年政令第 389 号）等の所要の改正を行うものです。

本件につきましては、平成 27 年 8 月 5 日から同年 9 月 4 日までの間、意見を募集しましたが、意見募集の対象部分についての御意見は寄せられませんでしたので御報告いたします。

なお、意見募集の際にお示しした官職名（自衛隊法施行令第 51 条の 6 関係）のうち、「装備総括官」は「プロジェクト管理総括官」に、「装備・開発官」は「装備開発官」に、「艦船設計・建造官」は「艦船設計官」に変更するよう技術的な修正を加えておりますことを併せてお知らせいたします。

2 意見公募手続を実施せずに改正した部分とその理由

整備政令による自衛隊法施行令の一部改正のうち、第 51 条の 5 第 2 号の改正は防衛省組織令第 10 条の 3 の改正に伴う単なる官職名の変更であり、同条第 4 号の改正は防衛省本省の審議官と防衛装備庁の審議官を区別するための単なる用語の整理であり、第 51 条の 6 中第 4 号を第 7 号へ及び第 5 号を第 8 号への繰り下げは意見公募手続を行った第 4 号から第 6 号までの新設に伴う号ずれであり、第 6 号及び第 7 号の削除は防衛省組織令第 30 条の削除に伴い廃止される官職名に係る規定の削除であり、第 8 号を第 9 号へ及び第 9 号を第 10 号への繰り下げは上記各号の新設及び削除に伴う号ずれであり、並びに第 10 号を第 36 号への繰り下げは上記各号の新設及び削除並びに意見公募手続を行った第 11 号から第 35 号までの新設に伴う号ずれであり、第 87 条の 6 第 9 号を第 7 号へ及び第 10 号を第 8 号への繰り上げは意見公募手続を行った同条第 7 号及び第 8 号の削除に伴う号ずれであり、第 87 条の 15 の改正は自衛隊法施行令第 87 条の 6 に規定される局等組織に防衛装備庁に係るものが追加されることに伴う単なる用語の整理であり、第 8

7 条の 1 6 中第 7 号及び第 8 号の削除は防衛省組織令第 1 5 6 条及び第 1 8 3 条の削除に伴い廃止される官職に係る規定の削除であり、第 8 号の新設はそれらの官職の取扱いを現行と同じくするための単なる経過措置であり、第 9 号を第 7 号への繰り上げは上記第 7 号及び第 8 号の削除に伴う号ずれであり、第 8 7 条の 1 8 の改正は自衛隊法（昭和 2 9 年法律第 1 6 5 号）第 6 5 条の 4 第 5 項第 2 号の改正に伴い処分権限が防衛省本省と防衛装備庁のいずれのものか区別するための単なる用語の整理であり、第 8 7 条の 3 6 の改正は自衛隊法施行令第 8 7 条の 6 に規定される局等組織に防衛装備庁に係るものが追加されることに伴う単なる用語の整理であり、整備政令による自衛隊員倫理規定（平成 1 2 年政令第 1 7 3 号）第 2 条第 1 項の改正は自衛隊員倫理法（平成 1 1 年法律第 1 3 0 号）第 5 条第 2 項の改正により防衛装備庁に係る規則は同長官が定めることとされたことに伴う単なる用語の整理であり、同項第 3 号の改正は単なる字句の修正であり、整備政令による防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和 4 7 年政令第 2 2 8 号）第 1 3 条の改正は削除される防衛省組織令第 1 8 0 条の規定が新設される同令第 2 1 3 条に規定される組織改編に伴う単なる条の移動に伴うものであり、防衛調達審議会令第 2 条の改正は防衛省組織令第 2 1 2 条の改正により防衛調達審議会を防衛装備庁に置くこととすることに伴う単なる規定の整理であり、幹部職員の任用等に関する政令（平成 2 6 年政令第 1 9 1 号）第 3 条の改正は自衛隊法第 3 1 条第 2 項の同条第 3 項への項ずれに伴うものであり、いずれも当然必要とされる規定の整理であることから、行政手続法第 3 9 条第 4 項第 8 号に該当するため意見公募手続を実施しませんでした。

なお、関連資料として、改正政令のうち、意見公募の対象部分を含む改正部分及び新旧対照条文を抜粋して併せて公示いたします。

今後とも、防衛省・自衛隊に御協力いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

【問合せ先】

○ 防衛省大臣官房企画評価課

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1

TEL：03-3268-3111（内線22478）